

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和4年度決算の概要
著者 / 所属	阿部 貴弘 / 決算委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	463号
刊行日	2024-2-7
頁	179-193
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240207.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

令和4年度決算の概要

阿部 貴弘

(決算委員会調査室)

1. はじめに
2. 一般会計歳入歳出決算の概要
 - (1) 歳入・歳出及び剰余金：プライマリーバランスの赤字は23.6兆円
 - (2) 歳入面の特徴
 - (3) 歳出面の特徴
3. 特別会計歳入歳出決算の概要
 - (1) 歳入・歳出の状況：13特別会計の決算額は、歳入・歳出共に減少
 - (2) 剰余金：剰余金率は3.5%、一般会計への繰入れは2.8兆円
 - (3) 積立金・資金：前年度から1.9兆円増加
 - (4) 東日本大震災関係：復興関連予算の執行率は82.3%
4. 国の債務の状況
5. おわりに

1. はじめに

国の令和4年度決算は、出納整理期間を経て令和5年7月31日に主計簿が締め切られ、計数が確定した。財務大臣の下で作成された歳入歳出決算は、9月1日に内閣から会計検査院に送付され、同院による検査を経て11月7日に内閣に回付された後、第212回国会（臨時会）中の11月20日、令和4年度決算検査報告と共に国会に提出された。

決算の国会への提出については、財政法第40条第1項において、「翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする」とされているが、「平成15年度決算以降は、決算の提出時期を早め、会計年度翌年の11月20日前後に国会に提出するよう、政府に要請する」との15年5月の参議院からの要請を踏まえ、15年度決算以降、秋に召集される国会中の11月20日前後に提出されることが通例となっている¹。

¹ 例外として、平成16年度決算、26年度決算及び令和2年度決算がある。いずれも会計年度翌年の11月20日前後が閉会中であったため、国会への提出はそれぞれ平成18年1月20日、28年1月4日、令和3年12月6日となった。

令和4年度決算は国会への提出の後、5年12月11日の参議院本会議で概要報告・質疑が行われ、同日、決算委員会において財務大臣から令和4年度決算について、会計検査院長から令和4年度決算検査報告について、それぞれ概要説明の聴取が行われている。

以下、本稿では、令和4年度一般会計決算、特別会計決算等の概要を紹介する。

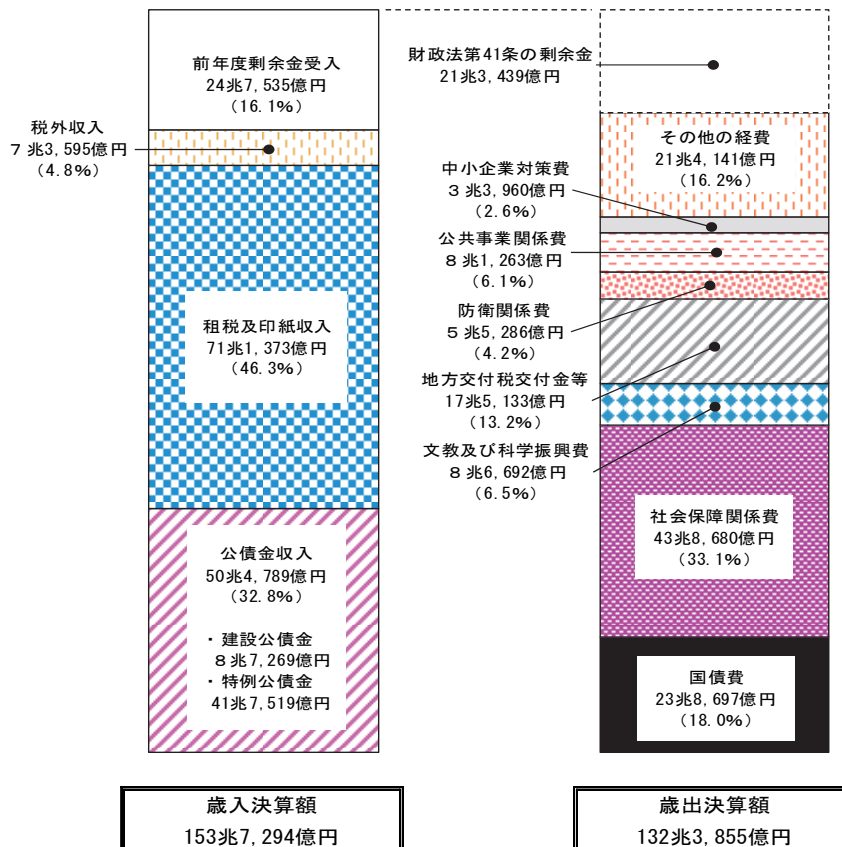
2. 一般会計歳入歳出決算の概要

(1) 歳入・歳出及び剰余金：プライマリーバランスの赤字は23.6兆円

令和4年度一般会計歳入決算額（収納済歳入額）は153兆7,294億円²で、前年度の169兆4,031億円と比べて9.3%減少した。その主な内訳は、租税及印紙収入が71兆1,373億円（構成比46.3%）、公債金収入が50兆4,789億円（同32.8%）等である。

他方、歳出決算額（支出済歳出額）は132兆3,855億円で、前年度の144兆6,495億円と比べて8.5%減少した。その主な内訳は、社会保障関係費が43兆8,680億円（構成比33.1%）、国債費が23兆8,697億円（同18.0%）、地方交付税交付金等が17兆5,133億円（同13.2%）等である（図表1参照）。

図表1 令和4年度一般会計歳入歳出決算の概要



(注) 括弧内の数値は構成比を表している。
(出所) 『決算書』等を基に作成

² 本稿では、金額については原則として億円単位で記述し、1億円未満を切り捨てて表示する（一部箇所については、兆円単位（0.1兆円未満切捨て）で記述）。そのため、各計数を合計しても合計額と一致しない場合がある。なお、%表示については単位未満四捨五入としている。

この結果、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた歳計剰余金(財政法第41条の剰余金)は21兆3,439億円となり、この歳計剰余金から、前年度までの剰余金の使用残額2千円、5年度への繰越予算財源17兆9,528億円、地方交付税交付金等財源7,616億円を控除した2兆6,294億円が財政法第6条の純剰余金となる(図表2参照)。

なお、同条第1項によれば、この純剰余金については、他の法律で特例を定めない限り、2分の1を下らない金額を翌々年度までに公債又は借入金の償還財源に充てなければならないこととされており、5年11月29日に成立した5年度補正予算(第1号)においては、4年度の純剰余金の2分の1に相当する額である1兆3,147億円を国債整理基金特別会計に繰り入れ、残りを防衛力整備計画対象経費等の財源として活用することになっている³。

図表2 令和4年度一般会計剰余金の内訳

(単位: 億円)

区分	金額	
1 収納済歳入額	1,537,294	
2 支出済歳出額	1,323,855	
3 財政法第41条の剰余金	213,439	(1-2)
4 前年度までの剰余金の使用残額	0	
5 繰越予算財源	179,528	
6 新規発生剰余金	33,910	(3-4-5)
歳入の増▲減	▲79,173	
歳出の不用	113,084	
7 控除額(地方交付税交付金等財源)	7,616	
8 財政法第6条の純剰余金	26,294	(6-7)

(出所) 財務省主計局『令和4年度決算の説明』を基に作成

令和4年度決算における一般会計の基礎的財政収支(プライマリーバランス)⁴は23.6兆円の赤字であり、前年度(31.2兆円赤字)から7.6兆円改善したが、コロナ禍前の元年度の水準(13.9兆円赤字)と比べると赤字幅は9.7兆円大きい。さらに、当初予算時点(13.0兆円赤字⁵)と比べても10.6兆円拡大しており、これは2度にわたって補正予算(第1次:2.7兆円、第2次:28.9兆円)を編成し、その都度新規国債を発行したことが主な要因として考えられる(図表3参照)⁶。

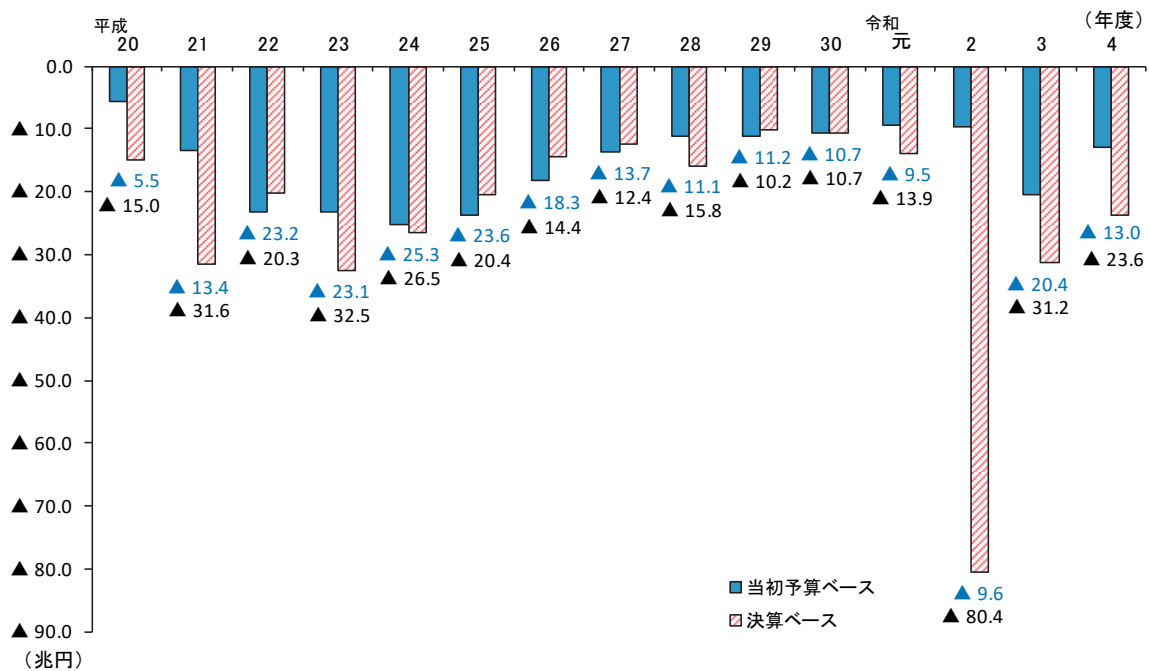
³ 財務省主計局『令和5年度補正予算(第1号及び特第1号)等の説明』33、40頁参照

⁴ 一般会計歳入歳出決算における「税収+その他収入-基礎的財政収支対象経費」。「その他収入」は、歳入のうち、税外収入と前年度剰余金(繰越財源を含む。)の合計から、翌年度への繰越額等を控除したものである。「基礎的財政収支対象経費」は、歳出決算額から、債務償還費(交付国債分を除く。)、利払費及び決算不足補てん繰戻しを除いたものである。

⁵ 財務省主計局『我が国の財政事情』(令6.1)2頁参照

⁶ プライマリーバランスに係る計数は、単位未満四捨五入としている。

図表3 当初予算及び決算における一般会計のプライマリーバランスの推移



(出所) 財務省主計局『我が国の財政事情』等を基に作成

(2) 歳入面の特徴

ア 税収：71.1兆円 対前年度4.0兆円の増で過去最大

令和4年度の一般会計における税収の決算額(収納済歳入額)は71兆1,373億円で、前年度の67兆378億円と比べて4兆995億円(6.1%)増加し、3年連続で過去最大となった。

税目別に見ると、所得税が22兆5,216億円で対前年度1兆1,394億円(5.3%)の増加、法人税が14兆9,397億円で同1兆2,969億円(9.5%)の増加、消費税が23兆792億円で同1兆1,906億円(5.4%)の増加となり、基幹3税はいずれも前年度を上回った(図表4参照)。所得税については、企業業績の回復や物価高に伴う賃金の引上げによるもの、法人税については、コロナ禍からの回復により人出が増えたことに伴いサービス業の収益が改善し、さらに円安で輸出企業の業績が伸びたことによるものと考えられる(図表5参照)。また、消費税については、資源・原材料価格の高騰や円安によって物価が上昇したことによるものと考えられる。

図表4 令和4年度一般会計税収予算額・決算額

(単位：億円、%)

主要税目等	当初 予算額	補正後 予算額	収納済 歳入額	対補正後予算額		前年度 収納済 歳入額	対前年度	
				増減額	乖離率		増減額	伸び率
所得税	203,820	220,190	225,216	5,026	2.3	213,821	11,394	5.3
法人税	133,360	137,870	149,397	11,527	8.4	136,428	12,969	9.5
相続税	26,190	28,390	29,693	1,303	4.6	27,702	1,991	7.2
地価税	—	—	0	0	—	0	▲ 0	▲ 49.3
旧税	—	—	0	0	—	0	0	152.3
消費税	215,730	221,610	230,792	9,182	4.1	218,886	11,906	5.4
酒税	11,280	11,280	11,875	595	5.3	11,321	554	4.9
たばこ税	9,340	9,340	9,567	227	2.4	9,056	510	5.6
揮発油税	20,790	20,790	20,652	▲ 137	▲ 0.7	20,761	▲ 109	▲ 0.5
石油ガス税	50	50	47	▲ 2	▲ 5.8	48	▲ 1	▲ 2.2
航空機燃料税	340	340	314	▲ 25	▲ 7.4	303	11	3.8
石油石炭税	6,600	6,600	6,630	30	0.5	6,355	274	4.3
電源開発促進税	3,130	3,130	3,122	▲ 7	▲ 0.3	3,161	▲ 39	▲ 1.3
自動車重量税	3,850	3,850	3,934	84	2.2	3,875	58	1.5
国際観光旅客税	90	90	126	36	40.2	18	107	572.2
関税	8,250	10,530	10,084	▲ 445	▲ 4.2	8,934	1,149	12.9
とん税	90	90	95	5	6.6	93	2	2.4
印紙収入	9,440	9,440	9,821	381	4.0	9,608	212	2.2
合計	652,350	683,590	711,373	27,783	4.1	670,378	40,995	6.1

(注) 1. 「乖離率」は、主要税目等の補正後予算額に対する収納済歳入額の増減額の割合を示す。
 2. 「—」は皆無又は計算不可能、「0」は単位未満であることを示す。以下図表において同じ。
 (出所) 『予算書』及び『決算書』を基に作成

図表5 令和3年度及び4年度における企業の当期純利益の増減率

(単位：%)

		令和3年度			4年度		
			上期	下期		上期	下期
大企業	製造業	55.0	100.3	23.9	8.9	27.1	▲ 11.3
	非製造業	89.0	48.5	160.0	37.9	41.7	34.0
	全産業	67.7	75.2	60.5	21.1	33.1	8.4
中堅企業	製造業	61.4	111.9	27.9	▲ 3.0	2.1	▲ 8.6
	非製造業	73.3	166.4	36.5	17.9	25.3	12.2
	全産業	68.4	139.3	33.4	9.6	15.1	4.8
中小企業	製造業	68.2	198.5	12.2	▲ 8.6	▲ 6.1	▲ 11.5
	非製造業	24.5	79.3	▲ 0.8	15.9	16.9	15.0
	全産業	34.2	104.8	2.1	9.1	9.8	8.5
全規模合計	製造業	56.6	106.9	23.3	6.2	21.8	▲ 11.1
	非製造業	67.9	65.4	70.3	29.8	34.2	25.8
	全産業	62.0	85.2	43.7	17.8	27.6	7.9

(注) 増減率は、前年度比、前年同期比である。
 (出所) 日本銀行「日銀短観」2022年12月調査及び2023年12月調査を基に作成

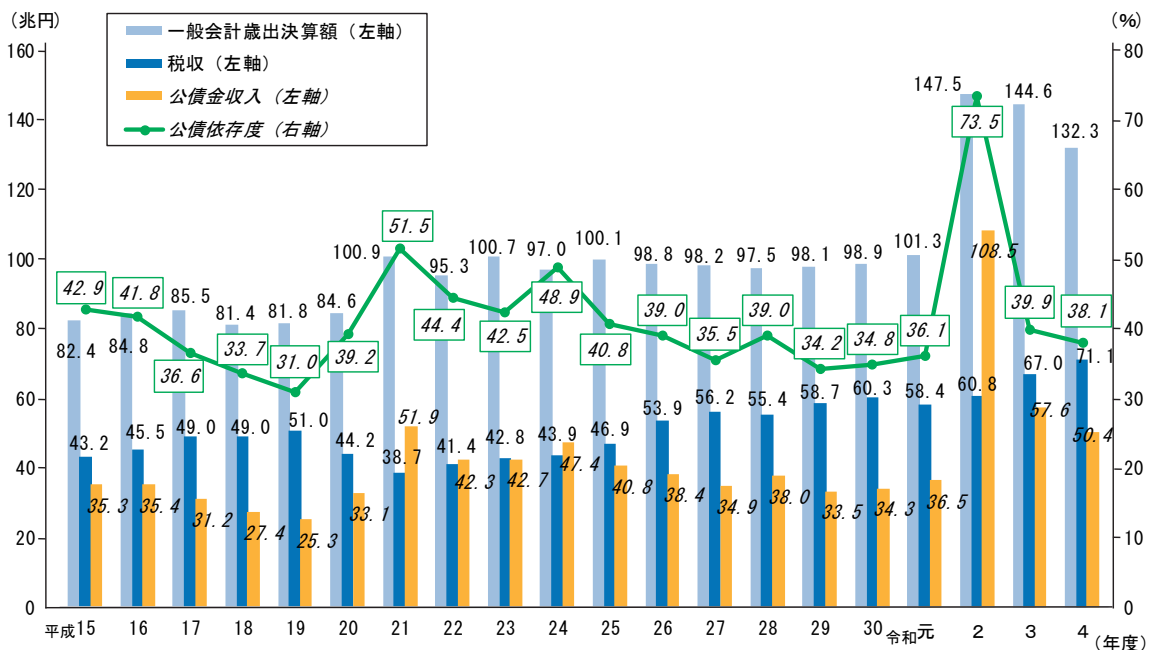
イ 公債金：新規公債発行額は50.4兆円で公債依存度は38.1%

公債金には、財政法第4条第1項ただし書に基づき、公共事業等の財源を調達するために発行される公債（建設公債）と、建設公債を発行してもなお歳入が不足すると見込まれる場合に、財源を確保するための特例法に基づき、公共事業費等以外の歳出に充てる資金を調達するために発行される特例公債（赤字公債）がある。

令和4年度の公債金収入すなわち新規公債発行額は50兆4,789億円となり、前年度の57兆6,549億円から7兆1,760億円（▲12.4%）減少した。うち建設公債は8兆7,269億円で、前年度の9兆1,679億円から4,409億円（▲4.8%）減少した。また、特例公債は41兆7,519億円で、前年度の48兆4,869億円から6兆7,350億円（▲13.9%）減少した。

新規公債発行額について、4年度当初予算では36兆9,260億円を計上した。その後、2度にわたる補正予算において建設公債を2兆4,760億円、特例公債を23兆769億円追加したが、特例公債のうち12兆円は税収や不用額の発生状況等に鑑み、発行を取りやめた。その結果、公債依存度は前年度の39.9%から1.8ポイント改善し38.1%となったが、コロナ禍前の元年度（36.1%）と比べるといまだ2.0ポイント高い水準にある（図表6参照）。

図表6 一般会計歳出決算額、税収、公債金収入及び公債依存度の推移



(注) 公債金収入及び公債依存度については、平成23年度に発行された復興債、24年度及び25年度に発行された年金特例公債を除く。

(出所) 『決算書』を基に作成

(3) 歳出面の特徴

ア 主要経費別歳出：社会保障関係費は43.8兆円で歳出全体に占める割合は33.1%

令和4年度の一般会計歳出決算額（支出済歳出額）は132兆3,855億円で、前年度と比べて12兆2,639億円減少し、2年連続の減少となった。

主要経費別の決算額は図表7のとおりである。支出済歳出額が最も大きいものは社会保障関係費の43兆8,680億円で、保健衛生対策費や生活扶助等社会福祉費等の減少により、対前年度6兆2,929億円（▲12.5%）の減少となったが、依然として歳出全体の3割以上（構成比33.1%）を占めている。次いで、国債費の23兆8,697億円（同18.0%）、地方交付税交付金の17兆2,906億円（同13.1%）となった。

対前年度で最も増加しているのは、その他の事項経費（増加額2兆4,730億円（17.7%））で、これは、電気料金、都市ガス料金及び燃料油価格の高騰の激変緩和措置を講じるための経費であるエネルギー価格激変緩和対策費が増加したことなどによる。一方、最も減少しているのは、中小企業対策費（減少額6兆5,479億円（▲65.8%））で、これは、株式会社日本政策金融公庫が行う国民一般向け業務等に要する資金としての同公庫への出資金が減少したことなどによる。

図表7 令和4年度一般会計主要経費別予算額・決算額

（単位：億円、%）

主要経費	歳出予算 現額 (a)	支出済 歳出額	繰越額		不用額		前年度 支出済 歳出額	対前年度	
			(b)	繰越率 (b/a)	(c)	不用率 (c/a)		増減額	伸び率
社会保障関係費	476,287	438,680	18,719	3.9	18,887	4.0	501,610	▲ 62,929	▲ 12.5
文教及び科学振興費	95,283	86,692	7,383	7.7	1,208	1.3	79,557	7,134	9.0
国債費	240,716	238,697	—	—	2,019	0.8	245,893	▲ 7,196	▲ 2.9
恩給関係費	1,223	1,126	4	0.3	92	7.5	1,397	▲ 270	▲ 19.4
地方交付税交付金	172,906	172,906	—	—	—	—	191,028	▲ 18,122	▲ 9.5
地方特例交付金	2,227	2,227	—	—	—	—	4,547	▲ 2,320	▲ 51.0
防衛関係費	61,700	55,286	5,341	8.7	1,073	1.7	60,137	▲ 4,851	▲ 8.1
公共事業関係費	121,552	81,263	38,721	31.9	1,567	1.3	86,000	▲ 4,736	▲ 5.5
経済協力費	10,019	8,995	985	9.8	38	0.4	6,689	2,306	34.5
中小企業対策費	47,163	33,960	1,210	2.6	11,992	25.4	99,439	▲ 65,479	▲ 65.8
エネルギー対策費	21,973	20,014	1,958	8.9	0	0.0	12,674	7,340	57.9
食料安定供給関係費	24,740	19,469	4,216	17.0	1,054	4.3	17,715	1,754	9.9
その他の事項経費	299,144	164,534	100,987	33.8	33,622	11.2	139,803	24,730	17.7
新型コロナウイルス 感染症及び原油価格・ 物価高騰対策予備費	27,785	—	—	—	27,785	28.2	—	—	—
ウクライナ情勢経済 緊急対応予備費	10,000	—	—	—	10,000	100.0	—	—	—
予備費	3,742	—	—	—	3,742	41.6	—	—	—
合計	1,616,468	1,323,855	179,528	11.1	113,084	7.0	1,446,495	▲ 122,639	▲ 8.5

（注）予備費については、補正後予算額（新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費9兆8,600億円、ウクライナ情勢経済緊急対応予備費1兆円、予備費9,000億円）に対する不用額の比率を不用率としている。

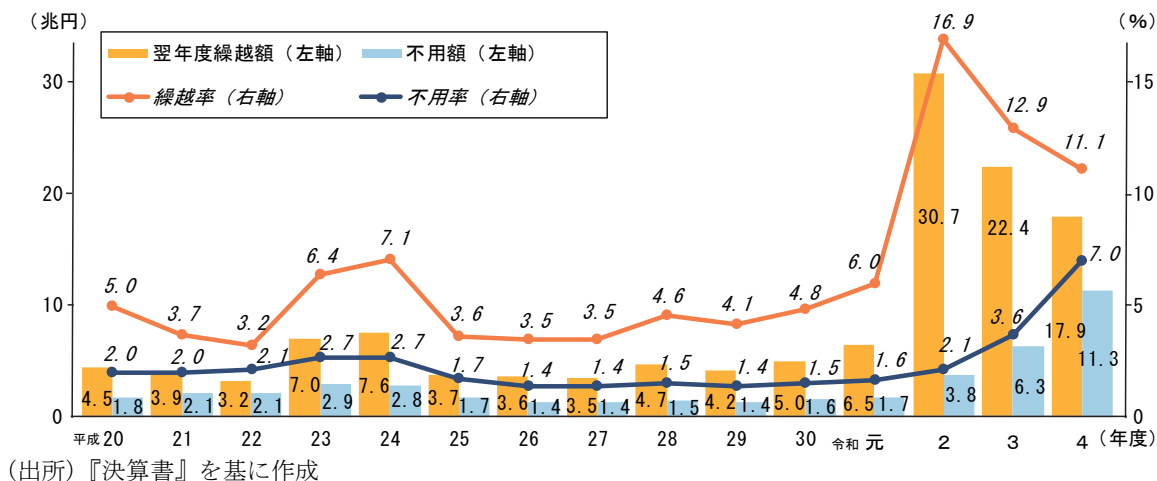
（出所）『決算書』を基に作成

イ 繰越額・不用額：不用額は過去最大を更新

翌年度の歳出として使用される繰越額は17兆9,528億円、繰越率11.1%（前年度22兆4,272億円、12.9%）となり、前年度と比べて4兆4,744億円、1.8ポイント減少した。

また、予算の使い残し分に当たる不用額は11兆3,084億円、不用率7.0%（同6兆3,028億円、3.6%）となり、前年度と比べて5兆56億円、3.4ポイント増加し、過去最大であった前年度を大きく上回った（図表8参照）。

図表8 一般会計の翌年度繰越額及び不用額の推移



予算科目の項別での繰越額、不用額の上位5位は、図表9のとおりである。繰越額では、経済産業省所管の（項）エネルギー需給構造高度化対策費が1位となっており、本項の繰越額5兆6,832億円のみで一般会計全体のおよそ3割を占める。また、本項の繰越額の大部分は（目）エネルギー価格激変緩和対策事業費補助金が占めており（図表10参照）、その予算額の全額が4年度第2次補正予算（4年12月2日成立）で措置されたものである。補正予算で多額の予算が措置されたものの、その大部分を年度内に執行できなかった形となる。

不用額では、上位5位の過半を予備費が占めており、その不用額の合計は4兆1,527億円と一般会計全体の3割以上を占める。2位の（項）新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費は、内閣府に予算計上された後、交付行政庁となる総務省に予算の移替えがなされて執行される。本項の不用額の大部分は（目）新型コロナウイルス感染症対応協力要請推進交付金が占めており、内閣府と総務省を合わせると不用額は2兆3,700億円となる。また、本目の予算額の全額が前年度（3年度）からの繰越額であることから、3年度にコロナ対策として措置された予算が年度をまたぎ4年度に不用となった形となる（図表11参照）。

図表9 項別の繰越額・不用額の上位5位

(単位: 億円、%)

繰越額上位5位							不用額上位5位						
順位	所管	組織	項	歳出予算現額(a)	繰越額(b)	繰越率(b/a)	順位	所管	組織	項	歳出予算現額(a)	不用額(c)	不用率(c/a)
1	経済産業省	資源エネルギー庁	エネルギー需給構造高度化対策費	63,129	56,832	90.0	1	財務省	財務本省	新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費	27,785(98,600)	27,785	28.2
2	内閣府	内閣本府	新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費	44,753	18,931	42.3	2	内閣府	内閣本府	新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費	44,753	25,821	57.7
3	厚生労働省	厚生労働本省	感染症対策費	70,011	12,067	17.2	3	経済産業省	中小企業庁	経営革新・創業促進費	36,953	10,597	28.7
4	国土交通省	国土交通本省	社会資本総合整備事業費	26,117	8,362	32.0	4	財務省	財務本省	ウクライナ情勢経済緊急対応予備費	10,000(10,000)	10,000	100.0
5	総務省	総務本省	電子政府・電子自治体推進費	20,983	7,884	37.6	5	財務省	財務本省	予備費	3,742(9,000)	3,742	41.6

(注) 新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費、ウクライナ情勢経済緊急対応予備費、予備費の歳出予算現額欄の括弧書きは補正後予算額であり、補正後予算額に対する不用額の比率を不用率としている。

(出所) 『決算書』を基に作成

図表10 (項) エネルギー需給構造高度化対策費の執行状況

(単位: 億円)

所管	組織	項目	歳出予算現額	歳出予算額	前年度繰越額	予備費使用額	支出済歳出額	繰越額	不用額
経済産業省	資源エネルギー庁	エネルギー需給構造高度化対策費	63,129	61,345	—	1,783	6,296	56,832	—
		エネルギー価格激変緩和対策事業費補助金	61,345	61,345	—	—	5,776	55,568	—
		電気利用効率化促進対策事業費補助金	1,783	—	—	1,783	520	1,263	—

(出所) 『経済産業省所管歳出決算報告書』を基に作成

図表11 (項) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費の執行状況

(単位: 億円)

所管	組織	項目	歳出予算現額	歳出予算額	前年度繰越額	予備費使用額	予算決定後移替増減額	支出済歳出額	繰越額	不用額
内閣府	内閣本府	新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費	44,753	6,393	44,454	24,000	▲ 30,094	—	18,931	25,821
		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	18,000	4,233	12,954	24,000	▲ 23,187	—	16,771	1,228
		新型コロナウイルス感染症対応検査促進交付金	3,297	2,160	2,434	—	▲ 1,296	—	2,160	1,137
		新型コロナウイルス感染症対応協力要請推進交付金	23,455	—	29,065	—	▲ 5,610	—	—	23,455
総務省	総務本省	新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費	5,610	—	—	—	5,610	5,365	—	244
(目) 新型コロナウイルス感染症対応協力要請推進交付金の内閣府及び総務省の計			29,065	—	29,065	—	—	5,365	—	23,700

(出所) 『内閣府所管歳出決算報告書』及び『総務省所管歳出決算報告書』を基に作成

3. 特別会計歳入歳出決算の概要

(1) 歳入・歳出の状況：13特別会計の決算額は、歳入・歳出共に減少

令和4年度における13特別会計を単純合計した歳入決算額(収納済歳入額)は447兆8,921億円(前年度比▲1.7%)、歳出決算額(支出済歳出額)は432兆3,539億円(同▲2.0%)であり、前年度と比べて共に減少した。各特別会計の歳入歳出決算の状況は図表12のとおりである。一般会計と13特別会計の歳入歳出決算を単純合計した国の財政規模は、総額ベースで歳入601兆6,216億円(同▲3.7%)、歳出564兆7,394億円(同▲3.6%)である。そして、一般会計から特別会計への繰入れ、特別会計間の繰入れなど重複して計上されている額を除いた純計ベースでは、歳入305兆2,661億円(同▲5.4%)、歳出269兆8,103億円(同▲5.4%)となっており、それぞれ前年度と比べて減少した。

(2) 剰余金：剰余金率は3.5%、一般会計への繰入れは2.8兆円

令和4年度の決算上の剰余金(特別会計全体の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた歳計剰余金)は15兆5,382億円(前年度14兆4,730億円)、歳入決算額に占める割合(剰余金率)は3.5%(同3.2%)であり、前年度と比べて増加した。そして、歳計剰余金の処理状況を見ると、積立金への積立て及び資金への組入れが4兆782億円、同じ特別会計の翌年度歳入への繰入れが8兆6,230億円、翌年度の一般会計への繰入れが2兆8,369億円となっている。

翌年度の一般会計繰入れの大部分を占めるのは外国為替資金特別会計であり、歳計剰余金3兆4,758億円(剰余金率96.8%)のうち2兆8,350億円を5年度の一般会計に繰り入れている。なお、同特別会計の歳計剰余金を5年度予算編成時点では2兆8,350億円と見込み、その全額を一般会計に繰り入れ、うち1兆8,948億円を防衛力整備計画対象経費の財源又は防衛力強化資金への繰入れ財源に充てることとしていたが⁷、決算においてはその見込みよりも剰余金が6,408億円上振れした⁸。

(3) 積立金・資金：前年度から1.9兆円増加

特別会計には、将来の保険金の支払や国債等の償還等に備えるために、積立金・資金を設けることができる。令和4年度末時点で積立金・資金が設けられているものは13特別会計のうち8特別会計となっており、残高がある積立金・資金の数は17となっている。これらの積立金・資金の歳計剰余金の処理による決算組入れ後の残高は、総額145兆1,209億円であり、前年度と比べて1兆9,530億円(1.4%)増加した。

対前年度増加額が大きい特別会計は、年金特別会計(1兆7,638億円増)である。これは、基礎年金勘定において、一人当たり給付費及び受給者数が予定を下回ったことにより、基礎年金給付費が抑えられるなどして、歳計剰余金が生じたことによるものである⁹。

⁷ 財務省主計局・理財局『令和5年度予算及び財政投融资計画の説明』(令5.1) 66頁参照

⁸ 財務省ウェブサイト「鈴木財務大臣兼内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要(令和5年12月8日(金曜日))」
<https://www.mof.go.jp/public_relations/conference/my20231208.html> (令6.1.19最終アクセス)

⁹ 財務省主計局『令和4年度決算の説明』309頁参照

図表12 令和4年度特別会計歳入歳出決算

(単位：億円、%)

	収納済 歳入額①	一般会計か らの繰入額	歳出予 算現額	支出済 歳出額②	歳計剰余金 ③=①-②	剰余金率 ③/①	積立金・ 資金残高	積立金・ 資金名	積立金・資金の設置目的(使途)
1. 事業特別会計									
(1) 保険事業									
地震再保険	1,054	—	1,100	745	308	29.3	19,801	積立金	将来の再保険金支払に充てるため
労働保険	82,887	7,803	85,421	75,355	7,532	9.1	95,648		
労災勘定	11,778	0	10,829	9,868	1,910	16.2	78,149	積立金	現在の労災年金受給者に対する将来の労災年金給付の原資を確保するため
雇用勘定	38,918	7,800	42,725	33,747	5,171	13.3	14,409	積立金	雇用情勢が悪化した際、安定的な給付を確保するため
徴収勘定	32,190	2	31,865	31,740	450	1.4	—	3,089 育児休業給付資金	将来の育児休業給付費の増大に充てるため
年金	971,909	148,354	971,563	929,287	42,621	4.4	1,290,341		
基礎年金勘定	275,704	—	276,680	246,473	29,231	10.6	58,716	積立金	将来の年金等の給付に充てるため
国民年金勘定	38,352	19,110	38,118	37,277	1,075	2.8	78,744	積立金	将来の年金等の給付に充てるため
厚生年金勘定	491,516	102,467	493,381	484,628	6,887	1.4	1,147,253	積立金	将来の年金等の給付に充てるため
健康勘定	124,866	57	124,004	123,882	984	0.8	—		
子ども・子育て支援勘定	36,772	25,643	35,187	32,969	3,802	10.3	5,626	積立金	児童手当交付金等の財源に充てるため
業務勘定	4,696	1,075	4,191	4,055	640	13.6	—	0 特別保健福祉事業資金	運用益により、特別保健福祉事業を行うため(同事業は平成20年度末で終了)
(2) 行政的事業									
食料安定供給	12,541	3,839	13,225	11,505	1,036	8.3	2,103		
農業経営安定勘定	2,785	1,059	2,743	2,416	368	13.2	—		
食糧管理勘定	8,469	1,911	8,949	7,953	515	6.1	221	調整資金	食糧管理勘定の運営の健全化に資するため
農業再保険勘定	760	635	925	694	65	8.7	1,825	積立金	将来の再保険金等の支払財源とするため
漁船再保険勘定	98	70	71	51	46	47.7	57	積立金	将来の再保険金等の支払財源とするため
漁業共済保険勘定	250	105	241	240	9	3.9	—		
業務勘定	35	—	123	31	4	12.6	—		
国営土地改良事業勘定	142	57	170	116	25	17.9	—		
特許	2,174	0	1,567	1,425	748	34.4	—		
自動車安全	5,691	384	5,327	4,264	1,427	25.1	1,603		
保障勘定	638	—	24	11	627	98.2	130	積立金	平成13年度以前に締結された再保険契約に基づく再保険金の支払等に充てるため
自動車検査登録勘定	488	2	424	393	94	19.4	—		
自動車事故対策勘定	161	66	160	144	16	10.2	1,473	積立金	事故による重度後遺障害者等の被害者救済対策及び事故発生防止対策を安定的に実施するため
空港整備勘定	4,403	315	4,719	3,714	688	15.6	—		
2. 資金運用特別会計									
財政投融资	340,687	—	360,293	333,783	6,904	2.0	11,083		
財政融資資金勘定	327,425	—	352,885	327,822	▲ 397	▲ 0.1	11,083	積立金	将来生じうる損失に備えるため
投資勘定	12,559	—	7,163	5,760	6,798	54.1	—		
特定国有財産整備勘定	702	—	244	199	503	71.6	—		
外国為替資金	35,896	—	11,474	1,137	34,758	96.8	—		
3. その他									
(1) 整理区分									
交付税及び譲与税配付金	536,242	175,585	533,322	517,783	18,459	3.4	—		
国債整理基金	2,356,229	238,690	2,402,447	2,325,560	30,669	1.3	30,044	国債整理基金	普通国債等の将来の借入金の償還に備えるため
国有林野事業債務管理	3,534	187	3,534	3,534	—	—	—		
(2) その他									
エネルギー対策	118,931	10,497	143,464	110,211	8,719	7.3	582		
エネルギー需給勘定	29,537	7,364	27,644	21,925	7,612	25.8	—		
電源開発促進勘定	3,928	3,133	3,651	3,241	687	17.5	—		
原子力損害賠償支援勘定	85,464	—	112,168	85,044	420	0.5	582	原子力損害賠償支援資金	原子力損害賠償・廃炉等支援機構に係る交付国債の償還金等の支出として、国債整理基金特別会計への繰入れを円滑に実施するために要する費用を確保するため
東日本大震災復興	11,140	1,482	10,869	8,944	2,195	19.7	—		
合計	4,478,921	586,826	4,543,612	4,323,539	155,382	3.5	1,451,209		

(注) 積立金・資金残高の数値は決算による組入れ後のものであり、令和4年度に残高があるもののみを記載している。

(出所) 『特別会計決算参照書』を基に作成

(4) 東日本大震災関係：復興関連予算の執行率は82.3%

平成23年度の復興事業に係る経費は一般会計に計上されたが、24年4月に東日本大震災復興特別会計（以下「復興特会」という。）が設置され、24年度からは復興特会において経理が行われている。復興特会は、復興債発行収入、復興特別税及び一般会計からの繰入れを主な財源として、復興事業に係る経費や復興債償還経費等への支出がなされている。

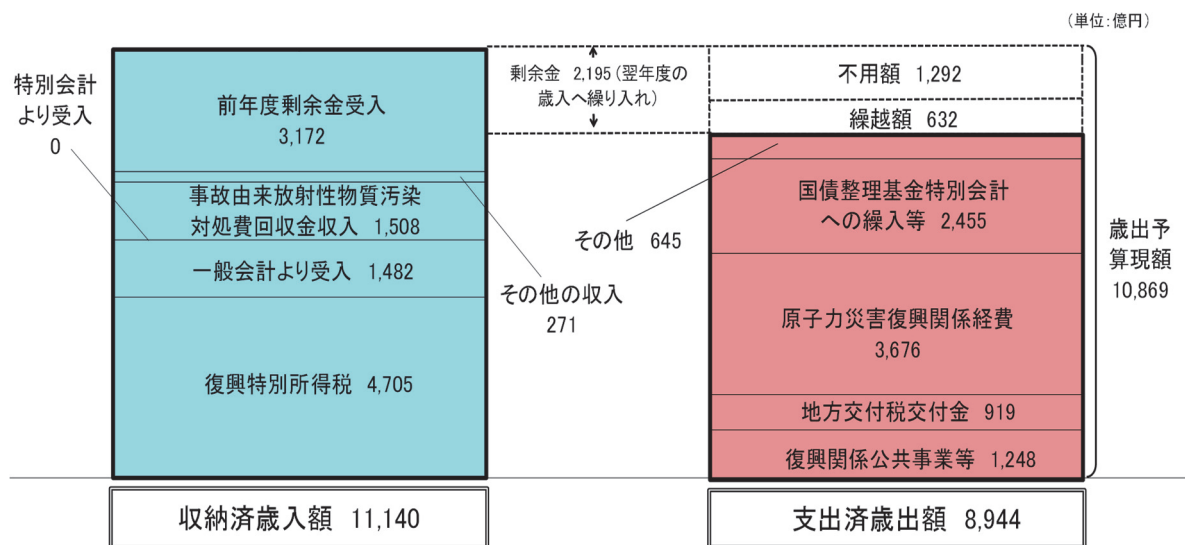
令和4年度の復興特会の決算は、収納済歳入額1兆1,140億円、支出済歳出額8,944億円となった。収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた剰余金は2,195億円となっており、5年度の復興特会の歳入に繰り入れることとなっている（図表13参照）。

歳出予算額9,222億円に前年度からの繰越額1,647億円を加えた歳出予算現額1兆869億円に対する執行率は82.3%である。また、翌年度への繰越額は632億円で、復興庁所管の福島再生加速化交付金において、計画に関する諸条件等により事業の実施に不測の日数を要したため、年度内に支出が終わらなかったこと等によるものである。不用額は1,292億円で、復興加速化・福島再生予備費を使用しなかったこと等のために生じたものである。

4年度における各施策区分の予算の執行率は図表14のとおりであり、被災者支援66.7%、住宅再建・復興まちづくり87.8%、産業・生業（なりわい）の再生78.1%、原子力災害からの復興・再生79.5%、創造的復興48.8%、震災復興特別交付税100.0%、その他（復興債償還費等）83.0%となっている。また、4年度からの新規施策として、東日本大震災の教訓を継承するため、第1期復興・創生期間の終了（2年度）に至るまでの10年間の復興政策を振り返り、その評価や課題の取りまとめなどを行う「東日本大震災の教訓継承事業」が実施されており、その執行率は100.0%となっている。

なお、平成23年度から令和4年度までの12年間の東日本大震災復興関連予算の支出済歳出額の合計は40兆1,780億円であり、翌年度への繰越額を含めた執行見込額は40兆2,412億円となっている。

図表13 令和4年度東日本大震災復興特別会計歳入歳出決算



(出所) 財務省主計局『令和4年度決算の説明』を基に作成

図表14 令和4年度東日本大震災復興特別会計予算の執行状況

(単位:億円、%)

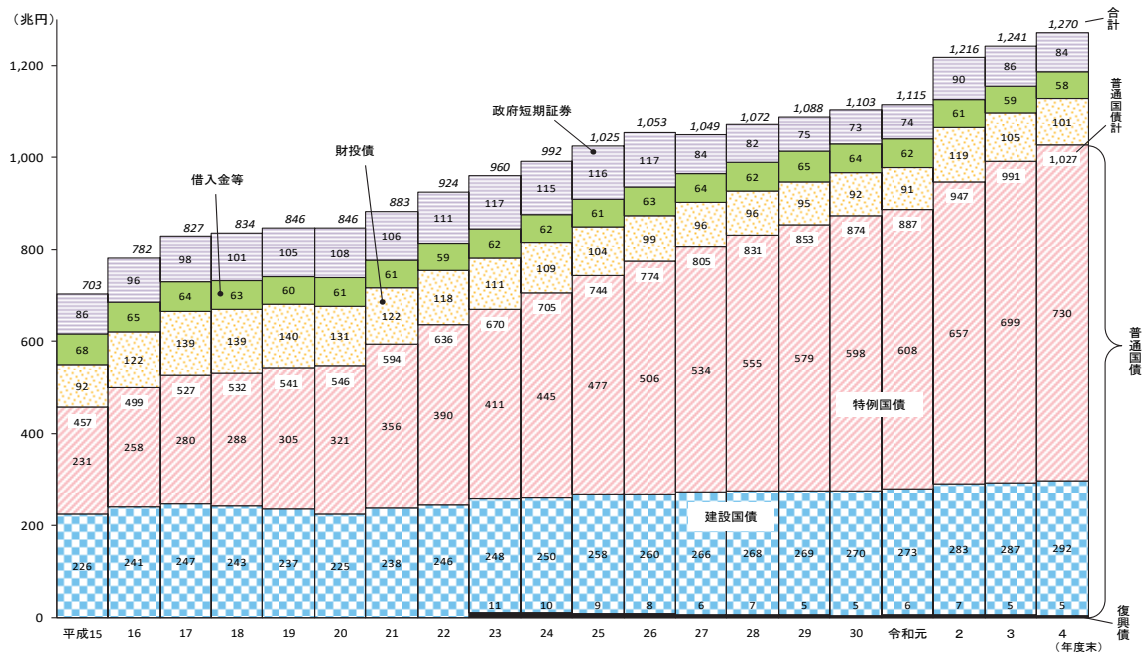
区分	歳出予算 現額 (a)	支出済 歳出額 (b)	繰越額 (c)	不用額 (d)	執行率 (b/a)	執行 見込率 ((b+c)/a)	不用率 (d/a)
被災者支援	324	216	25	82	66.7	74.6	25.4
住宅再建・復興まちづくり	1,397	1,226	94	76	87.8	94.6	5.4
産業・生業(なりわい)の再生	414	323	15	75	78.1	81.8	18.2
原子力災害からの復興・再生	4,615	3,668	413	533	79.5	88.4	11.6
創造的復興	191	93	83	14	48.8	92.2	7.8
東日本大震災の教訓継承事業	0	0	—	0	100.0	100.0	0.0
震災復興特別交付税	919	919	—	—	100.0	100.0	—
その他(復興債償還費等)	3,006	2,496	—	509	83.0	83.0	17.0
合計	10,869	8,944	632	1,292	82.3	88.1	11.9

(注) 計数については、令和2年度、3年度復興特会予算繰越分及び4年度復興特会予算分の合計である。
 (出所) 復興庁『令和4年度東日本大震災復興関連予算の執行状況について』(令5.7.31)を基に作成

4. 国の債務の状況

令和4年度末における「国債及び借入金現在高」¹⁰は1,270.5兆円であり、主に普通国債の増加により、前年度末と比べて29.2兆円(2.4%)増加した。4年度末の普通国債の残高は1,027.1兆円に達し、この10年間で322.1兆円増加している(図表15参照)¹¹。

図表15 国債及び借入金現在高の推移



(注) 1. 残高は各年度の3月末現在額(単位未満四捨五入)。
 2. 「特例国債」には、国鉄長期債務等の一般会計承継による借換国債、減税特例国債及び年金特例国債を含み、「借入金等」には、交付国債、出資、抛出国債等を含む。
 (出所) 『財政法第28条等による予算参考書類(各年度)』及び財務省理財局『国債統計年報』を基に作成

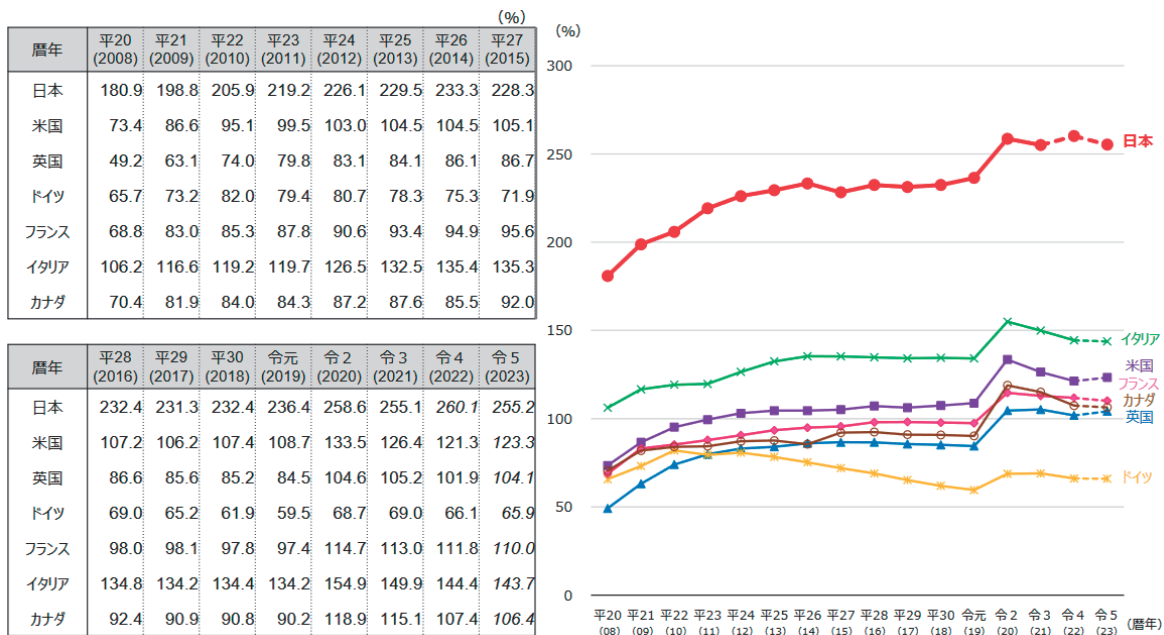
¹⁰ 「国債及び借入金現在高」は、財務省が四半期ごとに公表している統計であり、国の資金調達全体の像を示す観点から、国の資金調達に伴う債務(国債、借入金、政府短期証券)の総額を表示したものである。

¹¹ 国債及び借入金残高に係る計数は、単位未満四捨五入としている。

また、「国及び地方の長期債務残高」¹²は、3年度末の実績で1,208兆円（対名目GDP比218%）であったが、4年度末は1,239兆円（同219%）となっており、5年度末には1,285兆円（同215%）に達する見込みである¹³。

なお、IMFの公表資料（World Economic Outlook）によると、各国の一般政府債務残高の対GDP比は、2020（令和2）年にコロナ対策の影響で急上昇した後、横ばいになっており、2023（令和5）年の日本は255.2%（推計値）と主要先進国の中では最悪の水準となっている（図表16参照）。

図表16 債務残高の国際比較（対GDP比）



（注）1. 値は、IMF “World Economic Outlook”（2023年10月）の一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。

2. 日本は2022年及び2023年、それ以外の国々は2023年が推計値。

（出所）財務省主計局『我が国の財政事情』（令6.1）12頁

5. おわりに

令和4年度一般会計決算は、税収が3年連続で過去最大を更新した。岸田内閣総理大臣は、この税収の増収分の一部を国民に「還元」する方針を示し¹⁴、6年度税制改正において、過去2年間での所得税・個人住民税の税収増（3兆円台半ば）を基に、納税者及び扶養親族を対象に一人当たり所得税3万円及び個人住民税1万円の計4万円の定額減税を実施するとしている¹⁵。公債依存度やプライマリーバランスは前年度から改善したもののコロナ禍前と比べると悪化したままであり、歳入の4割程度を公債金収入に頼る構図は変わっ

¹² 「国及び地方の長期債務残高」は、利払・償還財源が主として税財源により賄われる国・地方の長期債務を集計したものである。「国債及び借入金現在高」と異なり、財投債や政府短期証券は含まれない。

¹³ 前掲注5 6頁参照

¹⁴ 第212回国会参議院本会議録第2号2頁（令5.10.23）

¹⁵ 政府与党政策懇談会（令5.10.26）資料及び『令和6年度税制改正の大綱』（令5.12.22閣議決定）1～6頁

ていない。税収は過去最大を更新し続けているが、中長期的な視点に立った財政運営が望まれる。また、税制面においても、防衛力強化に係る財源確保のため、法人税、所得税及びたばこ税について、9年度に向けて複数年かけて段階的に税制措置を講じ、9年度において1兆円強を確保することとされている¹⁶ことに注視する必要がある。

歳出面では、不用額が過去最大を大幅に更新し、その3割以上を予備費の不用額が占めた。予備費の不用額はコロナ対策のため多額の予算が計上された2年度以降で飛び抜けたものとなったが(図表17参照)、決算において予備費の不用理由は示されていない¹⁷。また、新型コロナウイルス感染症対応協力要請推進交付金のように、4年度に不用となった予算の中には、3年度にコロナ対策として計上され、繰り越されたものが一定程度あると考えられる。特に多額の不用額が生じたものについては、予算措置の状況を確認し、それが3年度から繰り越されてきたものである場合には、3年度から通算した執行状況の分析を行うことが重要である。

図表17 予備費の不用額の状況

(単位: 億円、%)

		令和2年度	3年度	4年度
予備費	予算額	5,000	5,000	9,000
	使用額	2,838	4,480	5,257
	使用率	56.8	89.6	58.4
	不用額	2,161	519	3,742
新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費	予算額	96,500	50,000	98,600
	使用額	91,420	46,185	70,814
	使用率	94.7	92.4	71.8
	不用額	5,079	3,814	27,785
ウクライナ情勢経済緊急対応予備費	予算額			10,000
	使用額			—
	使用率			—
	不用額			10,000
予備費の不用額の計		7,240	4,333	41,527

(注) 「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」は、令和2年度及び3年度は「新型コロナウイルス感染症対策予備費」である。

(出所) 『予備費使用総調査』を基に作成

限られた財源による政策効果を最大限発揮させるためにも、予算執行の結果を多角的に検証し、次の予算編成や執行に適切に反映させることが重要である。「決算の参議院」として十分にその役割を果たすことができるよう、今後の充実した決算審査が望まれる。

(あべ たかひろ)

¹⁶ 『令和5年度税制改正の大綱』(令4.12.23閣議決定)109頁。措置の施行時期は令和6年以降の適切な時期とされており、『令和6年度税制改正の大綱』(令5.12.22閣議決定)でも具体的な時期は示されなかった。

¹⁷ 『令和4年度一般会計歳入歳出決算』34～49頁参照。1項5億円以上の不用額を計上したのものについて不用理由が示されているが、予備費はその対象外で不用理由が示されていない。